

大都市税財政制度調査特別委員会の設置について

1 設 置

本市議会に、大都市税財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 付議事件

委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。

3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

4 設置期間等

委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。